

笠岡市立神島外小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月

いじめに関する現状と課題

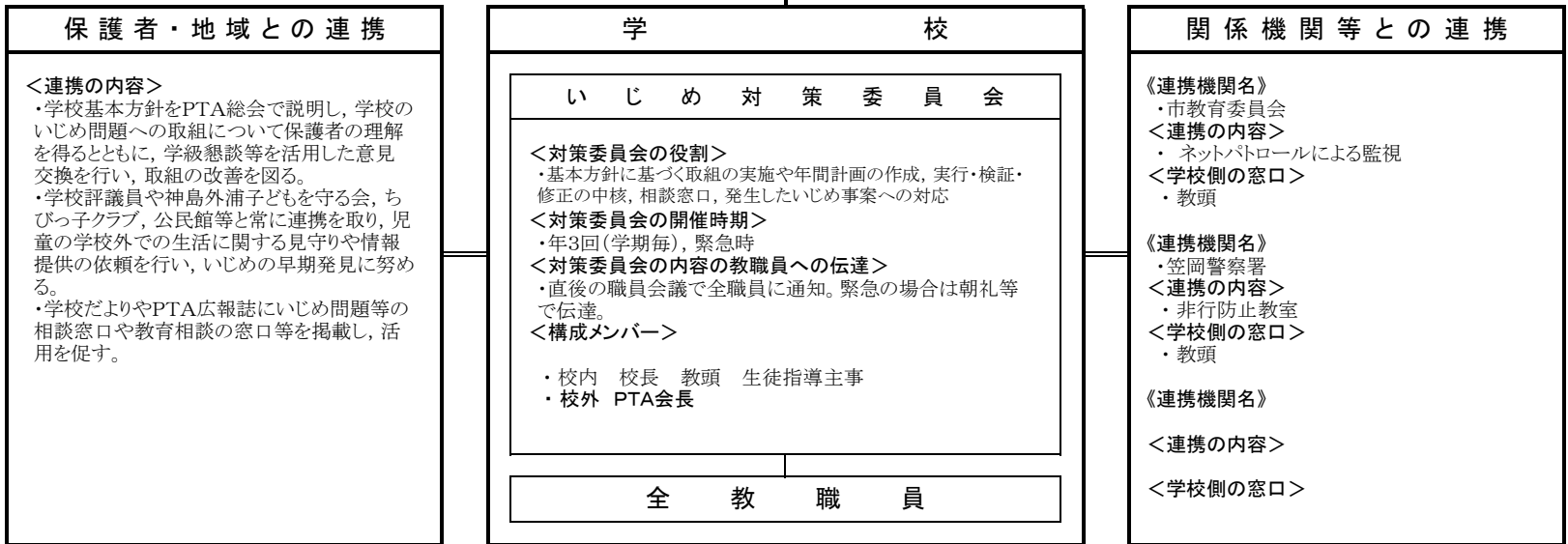
・極小規模校である本校は、教職員の目が届きやすく、全職員で見守ることができ、いじめと認知される案件はほとんどない。少人数であるため、上級生と下級生が入り交じって遊ぶなど、比較的仲もよく、大きな人間関係の問題は起きていない。しかし、少人数ゆえ人間関係が固定化し、互いの評価も固定しがちである。また、些細なことからの小競り合いや、人を傷つける言葉などのトラブルが生じることがある。
 ・今後さらに、よりよい人間関係を育み、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにするためには、学校をあげて子どもを見守り、教育活動全体で心の通い合う人間関係を育てる学校づくりや、学級づくりのための教職員の研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・すべての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こりうる」という基本認識に立ち、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。そして、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組を実践する。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」や「校内人権週間」の取組で、児童が中心となった活動を組んだり、講話を基にしたりして、お互いを大切にしよう関係づくりをする。
- ・朝の会や帰りの会、特活の時間に、自分や友達の「よさ」を見つける活動、賞める場を設定する。
- ・SNSやネット上のいじめについての認識を深めるための保護者・教職員の研修や児童対象の情報モラル学習を行う。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>《教員研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のため、夏季休業中に、ケータイやパソコンを安心安全に使うための研修をする。 ・中学校区単位でブロック人権教育研修会を行い、人権意識の高揚のための研修をする。 <p>《分かる授業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かった、できたと児童が実感できる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫をする。道徳・特活を通して規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を行う。 <p>《ほめ言葉のシャワー》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の会や帰りの会、特活の時間等に、自分や友達の「よさ」を見つけるための活動、称揚の場を設定する。 <p>《情報モラル教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳において、情報モラルに関わる授業を各学級が計画的に実施する。
②	早期発見	<p>《実態把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回の教育相談の前に、アンケートを実施し、それをもとに教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見に努める。 <p>《相談体制の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を児童に周知するとともに、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>《情報共有》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があったときは、早急に関係職員や管理職に報告し、情報共有ができるようにする。 <p>《家庭や地域との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や家庭訪問等で、学校での様子を知らせたり、家庭での様子を知らせてもらったりするよう努め、相談しやすい関係づくりに努める。 ・地域での児童の生活の様子について、日頃から児童と関わりのある方々から情報を得る。
③	いじめへの対処	<p>《いじめの有無の確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡・通報があった場合は、速やかに、いじめの事実の有無の確認をする。 <p>《いじめへの組織的対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会を開き、組織的に対応する。また、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の基で取り組む。 <p>《いじめられた児童への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を守ることを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>《いじめた児童への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の成長につながることを旨として、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の心身に与える影響などについて、毅然とした態度で指導する。